

令和3年12月15日
田中小学校PTA会長 石塚 慎吾

臨時総会 議決提案書

1. 柏市教育委員会, 柏市 PTA 連絡協議会より, PTA 規約の記載内容について, 下記項目を明確にし, 規約に追加明記することの通達があり, 規約内容の変更, 修正を提案します。
 - (ア) 任意加入団体について追記し, 入会届・退会届を提出する旨を追記する。
 - (イ) 個人情報取扱規則を会員に提示する。
会員は確認ののち, 個人情報取扱同意確認書を提出する。
 - (ウ) 学校と PTA で会費取扱業務委託契約書を交わし, 会員は同意書を提出する。
2. 来年度より, 保護者の皆さまがPTAの活動に, より参加しやすくなるよう, 「田中小PTAスリム改革」と称し, 活動内容の削減・変更を提案します。
3. 2に伴う, 本校規約・細則の内容変更を提案します。
 - A) 本部役員人数の明記変更(書記・会計)
 - B) 組織図の変更
 - C) 本部選考委員の廃止にかかる記載の変更(今後は本部役員の活動業務に含む)
 - D) 本部役員の任務記載の変更
 - E) 保護者の負担軽減のため, 学年部, 専門部を廃止し, 廃止にかかる箇所を削除
 - F) 緊急事態の際の会議開催にかかる記載の変更
 - G) 表彰規定の表彰条件項目の記載変更

※規約・細則の変更詳細については, 別紙「PTA 規約・細則 改正・変更一覧」をご確認ください。

※スリム改革の詳細については, 別紙「田中小 PTA 令和4年度からの活動について」をご確認ください。

田中小学校PTA 令和4年度からの活動について

令和3年12月吉日
<臨時常任・総会資料>
柏市田中小学校
PTA会長 石塚慎吾

誰もが参加しやすいPTAへ スリム改革の詳細

7月にPTA活動について保護者の皆さまにアンケートを実施しました。その結果から、PTAについてわかりやすく伝え、理解を得る必要があること、PTA組織と活動について見直す必要があることが明らかになりました。

また、柏市教育委員会、柏市PTA連絡協議会からの通達により、これまで明確に整っていなかった「PTA活動は任意制であること」の周知を徹底し、その上で保護者の皆さまが強制感なく活動に取り組みやすいしくみを作る必要があると考え、次年度からの活動改革を行ってきました。

本校会則の大きな変更点と、スリム改革について、本書面にてお知らせいたします。

1. 任意加入団体である旨を会則に明記し、会員の皆さまには入会届・退会届をご提出いただきます。
2. 個人情報取扱規則を提示し、同意書をご提出いただきます。
3. 会費の取り扱いについては、学校とPTAで会費集金に関する業務委託契約を締結します。会員の皆さまには同意書をご提出いただきます。

上記に関しましては、別紙本校の会則にて明記いたしましたので、ご確認をお願いいたします。

スリム改革については、以降の内容をご確認ください。

PTAとは？

PTAは子供達の学校環境を良くするため、家庭と学校が協力し、学校だけではまかえない部分を保護者の方々が中心となって補っていくために存在するもの。

「子供のために、よりよい学習環境作りのために」



スリム改革について

時代の変化に合わせた活動に内容を改め、「誰もが参加しやすいPTA」を目指したいと考えます。

これから目指す田中小PTAは、

1 強制感をなくし、活動しやすい体制へ

「できるときに」「できることを」「できる範囲で」ライフスタイルに応じて活動を選べる

2 持続可能な活動へ

子供達のためを考えて活動を行う

3 部長・委員長の負担を軽減

部や委員会の削減、会議の開催回数削減



令和4年度からの改革内容 ～PTA活動の変化～

削減する部

学年部
ベルマーク委員会
環境委員会
送別委員会
広報部
イベント部
バザー部
選考委員会



継続する部

本部 (10名程度:任期2年)		ボランティアアンケートの集約・運営 市PTAと校内地域行事の運営サポート
校外部 ※柏市からの要請	少年補導委員 (1名:任期2年)	平日夜間や土日に、グループでの街頭パトロールが中心(市からの委嘱)
	青少年相談員 (1名以上:任期3年)	県や市の要請で行事の企画運営を行う(県からの委嘱)
	安全補導部 (地区で選出)	地区パトロール, 立哨当番の分担, 子ども110マップの作成等を行い, 地域の子供の安全のために活動
	地区長 (地区で選出)	学校と地区のパイプ役として各地区にて活動

学校行事に合わせて、保護者の皆様のご協力が必要と判断された場合、その都度“ボランティア”という形で募集させていただきます。

本部, 校外部は役員扱いとなり, 特典がつきます。(特典のグレードアップを検討中です!)

役員活動の負担軽減と, 役員数減少に伴い, 常任委員会を年6回→年3回へ変更します。

<削減する部>がこれまでおこなってきた活動はどうするの?

◆ 学年部

ベルマーク委員:集まったの集計活動はせず, 本部の取りまとめによるWebベルマークを活用します。

環境委員:除草作業等は, 本部の取りまとめによりお手伝いボランティアを募ります。

送別委員:白衣修繕作業は, お子さんが白衣を持ち帰った際に, その都度各ご家庭で修繕有無の確認をしていただき, 修繕をお願いします。

卒業式コサージュの手配活動は学校に移行します。

◆ 広報部: 広報誌「みどり」の発行活動はしません。1学期に発行していた【職員紹介】は学校から発行します。

◆ バザー部: コロナ禍や生活変化を考慮し, 保護者の負担軽減のため, バザー活動を廃止します。

◆ イベント部: 学校からの要請があった際に本部がボランティアを募ります。

スクールキャンプはコロナ禍と猛暑の影響により一時中止します。

◆ 選考委員会: 次年度の本部役員選考は, 教頭先生と現本部役員が行います。(令和5年度選考～)

～役員, 活動の削減を行うことで, 本部役員の活動も負担を少なくし, 取り組みやすい活動を目指します。～

除草作業

5月・9月 年2回を予定
校庭の除草作業
(90分程度)

教室・トイレ掃除

各学期 年3回を予定
短縮日課の放課後作業
(60分程度)

カーテン洗濯

7月に教室のカーテンを1～2枚持ち帰り, 自宅で洗濯します。学校の洗濯機も使用できます。



ボランティアに参加してみませんか?

※その他必要なボランティアは, 適時募集します。

主なボランティアの活動内容

柏市立田中小学校 P T A 規約

規約改正案

第 1 章 名称及び所在

第 1 条 本会は、任意加入の社会教育関係団体であり、『柏市立田中小学校 P T A』と称し、所在地を田中小学校（千葉県柏市大室 1 1 9 3-3）、事務局を同小学校内に置く。

変更後：赤字部分の追加

第 2 章 目的

第 2 条 本会は、次の事業を目的とする。

- (1) 家庭・学校及び地域社会における児童の福祉を増進する。
- (2) 学校教育の理解と協力を努める。
- (3) 民主教育に対する理解を深め、これを増進する。
- (4) 学校の教育的環境の充実を図る。
- (5) 会員相互の親睦と研鑽に努める。

第 3 章 会 員

第 3 条 本会は、田中小学校児童の保護者及び教職員をもって組織することとし、本会へは自由意志で入会し、また退会することができる。

- (1) 本会への入会希望者は、入会届を提出することにより、入会することができる。
- (2) 本会への退会希望者は、退会届を提出することにより、退会することができる。但し、子の卒業や転校または勤務校の移動によって会員資格を失うものは、退会届の提出は必要なく、会員資格の消滅をもって退会とする。

変更後：赤字部分の追加

第 4 条 本会の会員は、会員として平等の権利と義務を有する。

第 4 章 本部役員・組織

第 5 条 本会は、次の本部役員と会計監査を置く。本部役員の任期は総会から翌々年の総会までの 2 年とし、再任を妨げない。但し、特例として当該児童が 6 学年で且つ、下級児童がない場合はその限りでない。

(1) 本部役員

- | | |
|-----|-------|
| 会長 | 1 名 |
| 副会長 | 4 名以上 |

書記	2名
会計	2名

変更後：
書記 2名以上
会計 2名以上

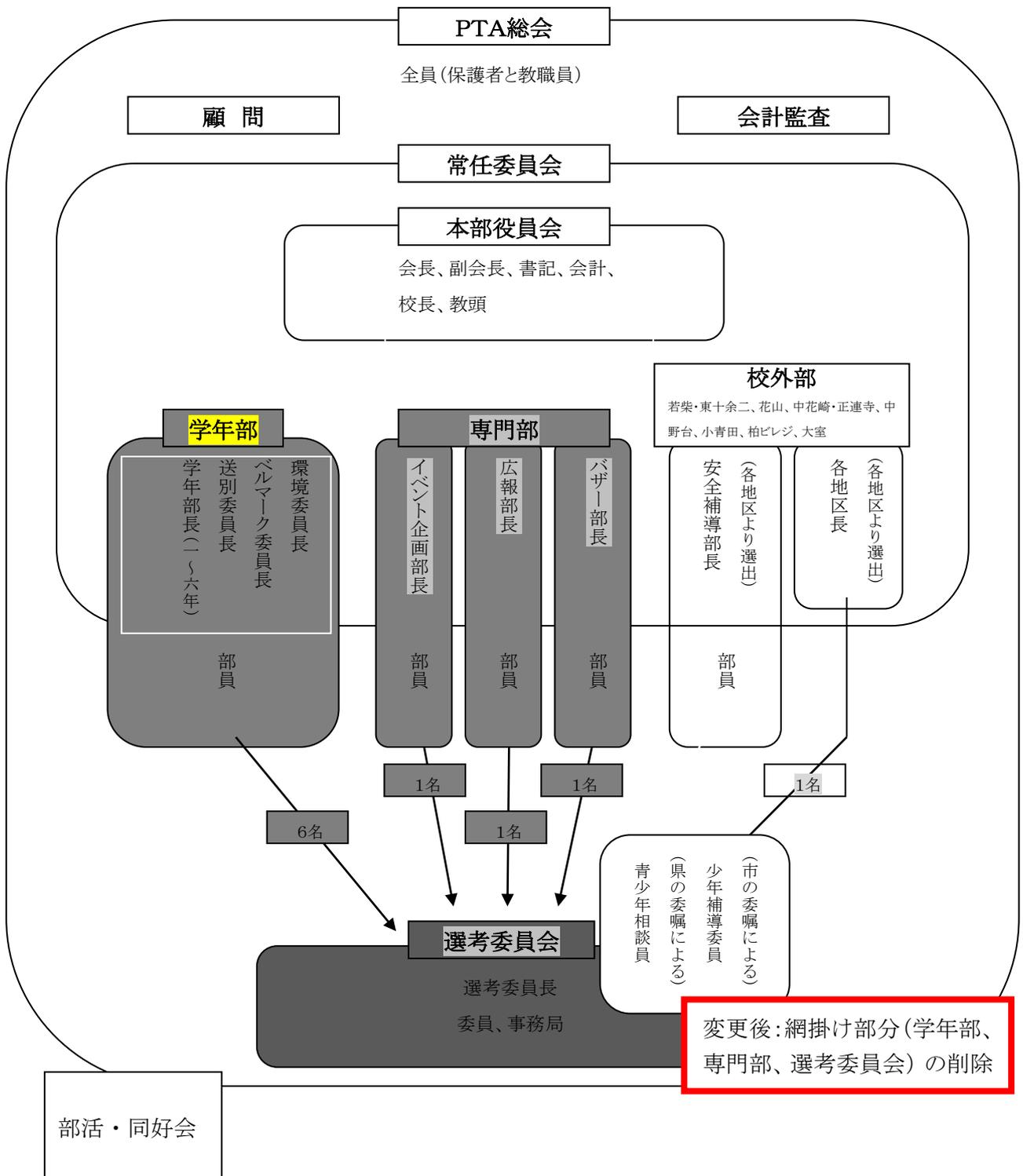
(2) 会計監査

会計監査2名をおくこととし、会計監査は、他の役員が兼ねることはできない。会計監査の任期は総会から次の総会までの1年とし、再任を妨げない。

(3) 顧問を置くことができる。

顧問は、本部役員の実験者とし、本会運営の相談を行う。

柏市立田中小学校 P T A 組織図



第5章 本部役員・会計監査の選出

第6条 本部本会の役員・会計監査の選出は次の方法による。

理し、学級委員及び学級担任職員を持って構成する。学級委員は、ベルマーク、送別、環境の仕事を分担する。

(2) イベント企画部は、学校・家庭・社会を結ぶさまざまな活動を通じて、会員相互の教養の向上と健康の増進及び児童の心身の健やかな発達を図る。

(3) 広報部は会の目的遂行のための意思表示機関として、PTAだよりを編集・発行する。

(4) バザー部は、バザー等の開催を通じ、会員及び地域との交流を図るとともに、活発なPTA活動のための資金づくりを行う。

(5) 地区委員は地区における会員相互の連絡を図り、地区に関する事項を処理する。

(6) 安全補導部は校外における児童の安全について対策を講じる。

(7) 少年補導委員は市の要請により街頭補導に協力する。

(8) 青少年相談員は県・市の要請により各種行事の企画・運営を行う。

(9) 部活・同好会は、さまざまな活動を通じて、会員及び地域との交流と教養の向上や健康の増進を図る。

変更後：
網掛け部分の削除

第8章 委員の選出

第10条 本会員の委員の選出は次の方法による。

(1) 学級委員は当該学級所属の会員の互選により選出される。

(2) 専門委員は当該学級所属の会員の互選により選出される。

但し、選出が困難な場合は当該学級数の人数を学年より選出することができる。

(3) 学年部長及び各担当委員長・副委員長は学級委員より選出される。

(4) 各専門部長・副部長は各部委員より選出される。

(5) 地区委員長及び安全補導委員は当該地区の会員の互選により選出される。

(6) 少年補導委員は一般会員に公募して選出され任期を2年とする。(市委嘱)

(7) 青少年相談員は一般会員に公募して選出され任期を3年とする。(県委嘱)

(8) 部活・同好会の代表者は、部活、同好会所属会員の互選により選出される。

第9章 会議

第11条 会議を総会・本部役員会・常任委員会・学年部会・専門部会・校外部会とし総会・本部役員会・常任委員会は会長がこれを招集する。しかし、緊急事態の場合は、書面開催や開催の中止や延期も可とする。

変更後：
赤字部分の追加、網掛け部分の削除

第12条 総会については以下のように定める。

(1) 構成 総会は、会員全てによって構成する。

総会は会員の3分の2の出席(委任状出席も含む)をもって成立する。

- (2) 役割 総会は、本会最高の議決機関である。
- (3) 内容 総会は、規約の変更、予算の審議、活動報告・決算の承認、事業計画及び役員の承認など、会務の遂行上の重要事項につき審議する。
- (4) 開催 定期総会は年1回とし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。
- (5) 議決 出席者の過半数の同意で決議する。

第13条 本部役員会については以下のように定める。

- (1) 構成 本部役員会は本会の本部役員と校長、教頭(事務局)をもって構成する。
- (2) 役割 本部役員会はPTA活動について、総会、常任委員会の議案を作成する。急を要する事項、その他必要な事項については、対応、処理を行い、常任委員会で報告をする。
- (3) 開催 本部役員会は、随時開くことができる。

変更後：網掛け部分の削除

第14条 常任委員会については以下のように定める。

- (1) 構成 常任委員会は本会の役員、**学年部各代表、各専門部長**、校外部各代表、校長、教頭(事務局)ほか、必要と認めた委員をもって構成する。
- (2) 役割 常任委員会は本会最高の執行機関であり、また総会につぐ議決機関である。常任委員は会員の代表として意見を出し、議決に参加する。
- (3) 内容 常任委員会では、本部役員会からの報告及び提案された事項の審議・承認、各部の報告・提案・協議と承認、執行状況の確認、総会の議案の審議、などを行う。
- (4) 開催 常任委員会は、年間計画の中で実施し、必要に応じて臨時常任委員会を開くことができる。
- (5) 決議 常任委員会は、常任委員の3分の2以上の出席(代理を含む)を持って成立し、出席者の過半数の同意で決議する。

第15条 学年部会は当該学年及び当該学級に関し各々必要事項を審議する。

第16条 各専門部会は、分掌事務及び活動内容を審議する。

変更後：
網掛け部分の
削除

第17条 校外部は当該地区に関する必要事項を審議する。

変更後：
第15条
第16条

第10章 経費

変更後：
赤字部分の追加

第18条 本会の経費は会費及びその他の収入をもってこれにあてる。会費は一家庭月額300円、年額3,600円とする。**会費についても意思確認(会費引落委託同意書の提出)をしてからの引き落としとする。**

第19条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

変更後：
第17条

第11章 個人情報の取り扱い

第18条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。

変更後：
赤字部分の追加

第12章 業務委任

第19条 本会は学校とは、次の事務に関して、業務委任契約を締結する。

- (1) 会費の徴収
- (2) 配付物の配付、収集
- (3) 貯金通帳及びキャッシングカードの保管

変更後：
(網掛け部分) 第20条、第21条

付 記

第20条 会長は常任委員会の決議を経て、本規約の施行に関し必要な細則を決めることができる。但し次回の総会において報告するものとする。

第21条 本規約は総会の議決によらなければ変更することができない。

附 則

本規約は昭和21年4月1日より施行する。

本規約は昭和47年4月22日より改正施行する。

本規約は昭和51年4月26日より改正施行する。

本規約は昭和52年4月23日より改正施行する。

本規約は昭和56年4月25日より改正施行する。

本規約は昭和58年4月23日より改正施行する。

本規約は昭和59年4月28日より改正施行する。

本規約は平成元年2月25日より改正施行する。

本規約は平成5年4月24日より改正施行する。

本規約は平成6年4月30日より改正施行する。

本規約は平成9年4月19日より改正施行する。

本規約は平成11年4月17日より改正施行する。

本規約は平成12年1月24日より改正施行する。

本規約は平成15年4月18日より改正施行する。

本規約は平成16年4月23日より改正施行する。

本規約は平成21年4月27日より改正施行する。

本規約は平成24年4月20日より改正施行する。

本規約は平成25年4月19日より改正施行する。

本規約は平成26年4月18日より改正施行する。

本規約は平成27年4月17日より改正施行する。

(主な改正点) 青少年相談員の活動内容と選出について追記

本規約は平成31年4月22日より改正施行する。

(主な改正点) 学校所在地の加筆、イベント企画部の活動内容変更、部活・同好会の加筆

本規約は令和4年4月1日より施行する。



変更後： 赤字部分の追加

柏市立田中小学校PTA細則

第1条【慶弔に関する規定】

本会規約に基づき、慶弔規定を次のように定める。

1 会員、児童の部

見舞い	児童の病気（1週間以上の入院）	5,000円
	災害及び火災等は実情により決める。	
香典	会員、児童	5,000円

2 教職員の部

祝儀	結婚	5,000円
	出産（配偶者を含む）	5,000円
見舞い	病気（1週間以上の入院）	5,000円
	災害及び火災等は実情により決める。	
香典	本人	5,000円
	配偶者、子、実父、実母、	5,000円

3 その他

本部役員が必要と認めた場合は、この規定によらず慶弔の意を表すことができる。

第2条【表彰規定】

田中小学校PTA活動に尽力し、本会の発展に寄与した者を、常任委員会において選考し、定期総会において感謝状を贈るものとする。

表彰条件

- 1 下記の役員を歴任し、且つ3年を経過したときとする。被表彰者の対象者は、役員の任期の継続・断続を問わず、3年とは一つの役職にとられない。
 - ・ 常任委員
 - ・ 平成20年度までの会計監査
 - ・ **選考委員長**
 - ・ 少年補導委員
 - ・ 青少年相談員
 - ・ 事務局
- 2 上記のほか、表彰に該当すると思われる者。
- 3 表彰は重複してこれを行わない。

変更後：(網掛け部分)
令和4年度までの選考委員長

変更後：(網掛け部分)
【PTA本部役員の選出に関する規定】

第3条【選考委員に関する規定】

- 1 この規定は、PTA規約第6条に基づき、PTA役員の選出について、次の事項を定める。
- 2 候補者の選定は、次の者により構成される。

- (1) 学年部6名(各学年1)、校外部1名(地区長1)、専門部3名(各専門部1)、事務局1名
- (2) 選考については、各部委員の中からとし、委員長は委員の互選とする。但し、
常任委員は除く(事務局、地区長)

変更後：
網掛け部分の削除

変更後：(網掛け部分)
現役の本部役員及び

変更後：(網掛け部分)
役員候補者の選定の際は

変更後：(網掛け部)
役員候補者の選定をする者

変更後：
網掛け部分の削除

- 3 選考委員会は次の事を行う。
 - (1) 選考委員は互いに連絡を密にして、意見聴取に努め、役員として適切と思われる候補者を人選する。
 - (2) 総会に先立ち、常任委員会の承認を受け、役員候補者を総会に提案する。
- 4 選考委員は年度当初に開催される常任委員会までに選出し、同委員会で承認される。任期は、翌年の総会において新役員が承認された時までとする。
- 5 選考委員は、再任されないものとする。

第4条【本部役員・会計監査・委員の欠員補充に関する規定】

- 1 本部役員・会計監査が欠けた場合は、原則として任期の概ね3/4を経過したか否かを基準(残存任期1/4以下はこの限りでない)に常任委員会に諮り新役員を選出・決定する。
- 2 常任委員が欠けた場合は、原則として任期の概ね3/4を経過したか否かを基準(残存任期1/4以下はこの限りでない)に各部会にて会議を開催し、新委員を選出する。
- 3 本部役員・会計監査の選出手順としては、会員から立候補者及び推薦者(以下、候補者と呼ぶ。)を公募したうえで本部役員会にかけ、候補者を選出し、常任委員会に諮り決定する。但し、候補者多数の場合には常任委員会にて決選投票を行い、決定することとする。候補者不在の場合には、本部役員会にて、改めて候補者を選出し、常任委員会に諮り決定する。(尚、決定方法は多数決制とする。)

第5条【PTA会費の集金及び返金の規定】

- 1 この規定は、PTA規約第18条に基づき、PTA会費の集金について、次の事項を定める。
- 2 学期の月数により計算し、以下のように集金する。
 - (1) 1学期4か月分(4~7月)を5月に集金
 - (2) 2学期5か月分(8~12月)を9月に集金
 - (3) 3学期3か月分(1~3月)を1月に集金
- 3 転出入者の入会・退会の場合は、当該月の月末時点での在籍で判断し、集金または返金する。

変更後：
網掛け部分の削除

附 則

1. 本細則は、平成21年4月27日より施行する。
これまでの「慶弔に関する規定」「表彰規定」「役員選考委員に関する規定」をまとめ、本部役員・会計監査・委員の欠員補充を追加。
2. 本細則は、平成24年4月20日より改正施行する。
「表彰規定」の表現を一部改める。
3. 本細則は、平成26年4月18日より改正施行する。
「PTA会費の集金及び返金」についての記載を追加。
4. 本細則は、平成26年12月8日より改正施行する。
「欠員補充の役員決定方法」についての記載を追加。
5. 本細則は、平成30年4月22日より改正施行する。
 - ・第2条【表彰規定】についての表現を修正、青少年相談員の記載漏れを訂正。
 - ・附則の表記形式を統一。
6. 本細則は、令和4年4月1日より改正施行する。



変更後：
赤字部分の追加

部活・同好会 細則

細則改正案

- ・部長は、4月に部長決めにバザー一部と一緒に出席(担当役員より、1年間の活動の仕方など説明)→USBの支給(第6回常任で返却)
- ・部長は、年度ごとに部員名簿を作成、本部へ提出する
- ・部長は、常任委員会 第1回、第3回、第6回(計3回)へ出席、活動報告する
- ・部長は任期2年以上とし、次期部長の選出は部長に一任する
- ・部費については「柏市立田中小学校 PTA 部活・同好会の取り扱いについて」のとおりとする
- ・キャプテン会議等へ参加の場合は、講習会等と同様の取り扱いとする(担当役員へ)
- ・大会出場に伴う費用は、部費で扱うこと
- ・PTAより大会時の差し入れは、本部経費渉外費で扱うこと
- ・練習場所は、学校体育館とする
なお、学校の都合により使用不可の場合は、田中近隣センター体育館を使用する(費用は部費内で)
- ・ケガや校内のものを破損してしまった場合は、速やかに PTA 事務局(教頭先生)へ報告する
- ・学校 HP に活動紹介を掲載、必要に応じて更新する
- ・部活・同好会内で判断しかねる案件は本部に判断を委ねる

変更後：
網掛け部分の削除

変更後：(網掛け部分)
(学期毎に年3回)

※本部から部活・同好会の連絡窓口は本部会計とし、会計から部長へ、部長から部員へとし、それ以外は認めない

【PTA 規約・細則 改正・変更一覧】

【規約】

項番	章	条	内容	
1	第1章 名称及び所在	第1条	変更前	本会は、柏市立田中小学校PTAと称し、所在地を田中小学校(千葉県柏市大室1193-3)に置く。
			変更後	本会は、任意加入の社会教育関係団体であり、『柏市立田中小学校PTA』と称し、所在地を田中小学校(千葉県柏市大室1193-3)、事務局を同小学校内に置く。
2	第3章 会員	第3条	変更前	本会は、田中小学校児童の保護者及び教職員をもって組織する。
			変更後	本会は、田中小学校児童の保護者及び教職員をもって組織することとし、本会へは自由意思で入会し、また退会することができる。 (1)本会への入会希望者は、入会届を提出することにより、入会することができる。 (2)本会への退会希望者は、退会届を提出することにより、退会することができる。但し、子の卒業や転校または勤務校の移動によって会員資格を失うものは、退会届の提出は必要なく、会員資格の消滅をもって退会とする。
3	第4章 本部役員・組織	第5条	変更前	(1)本部役員 会長 1名 副会長 4名以上 書記 2名 会計 2名
			変更後	(1)本部役員 会長 1名 副会長 4名以上 書記 2名以上 会計 2名以上
4			変更前	柏市立田中小学校PTA組織図(別紙参照)
			変更後	柏市立田中小学校PTA組織図(別紙参照)
5	第5章 本部役員・会計監査の選出	第6条	変更前	本部本会の役員・会計監査の選出は次の方法による。本会の本部役員・会計監査は、常任委員会に置いて選出された選考委員により候補者を指名し、総会の承認を得て決定する。
			変更後	本部本会の役員・会計監査の選出は次の方法による。本会の本部役員・会計監査は、現役の本部役員及び事務局1名により候補者を指名し、総会の承認を得て決定する。
6	第6章 本部役員・会計監査の任務	第7条	変更後	(副会長の欄に下記を加筆) 後任の本部役員及び会計監査の選出をする。
7		第8条	変更後	(1)学年部、(2)専門部の削除

8	第7章 委員の組織と活動	第9条	変更後	(1)、(2)、(3)、(4)の削除
9	第8章 委員の選出	第10条	変更後	(1)、(2)、(3)、(4)の削除
10	第9章 会議	第11条	変更前	会議を総会・本部役員会・常任委員会・学年部会・専門部会・校外部会とし 総会・本部役員会・常任委員会は会長がこれを収集する。
			変更後	会議を総会・本部役員会・常任委員会・校外部会とし総会・本部役員会・常任委員会は会長がこれを収集する。しかし、緊急事態の場合は、書面開催や開催の中止や延期も可とする。
11		第14条	変更前	(1)構成 常任委員会は本会の役員、学年部各代表、各専門部長、校外部各代表、校長、教頭(事務局)ほか、必要と認めた委員をもって構成する。
			変更後	(1)構成 常任委員会は本会の役員、校外部各代表、校長、教頭(事務局)ほか、必要と認めた委員をもって構成する。
12		第15条	変更後	削除
13		第16条	変更後	削除
14	第10章 経費	第18条	変更後	(下記内容を加筆) 会費についても意思確認(会費引落委託同意書の提出)をしてからの引き落としとする。
15	(加筆)第11章 個人情報の取り扱い			第18条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。
16	(加筆)第12章 業務委任			第19条 本会は、学校とは次の事務に関して、業務委任契約を締結する。 (1)会費の徴収 (2)配付物の配付、収集 (3)貯金通帳及びキャッシングカードの保管
17	その他		変更後	・条番は、項目の削除及び追加により変更する。 ・本規約は、令和4年4月1日より施行する。

【細則】

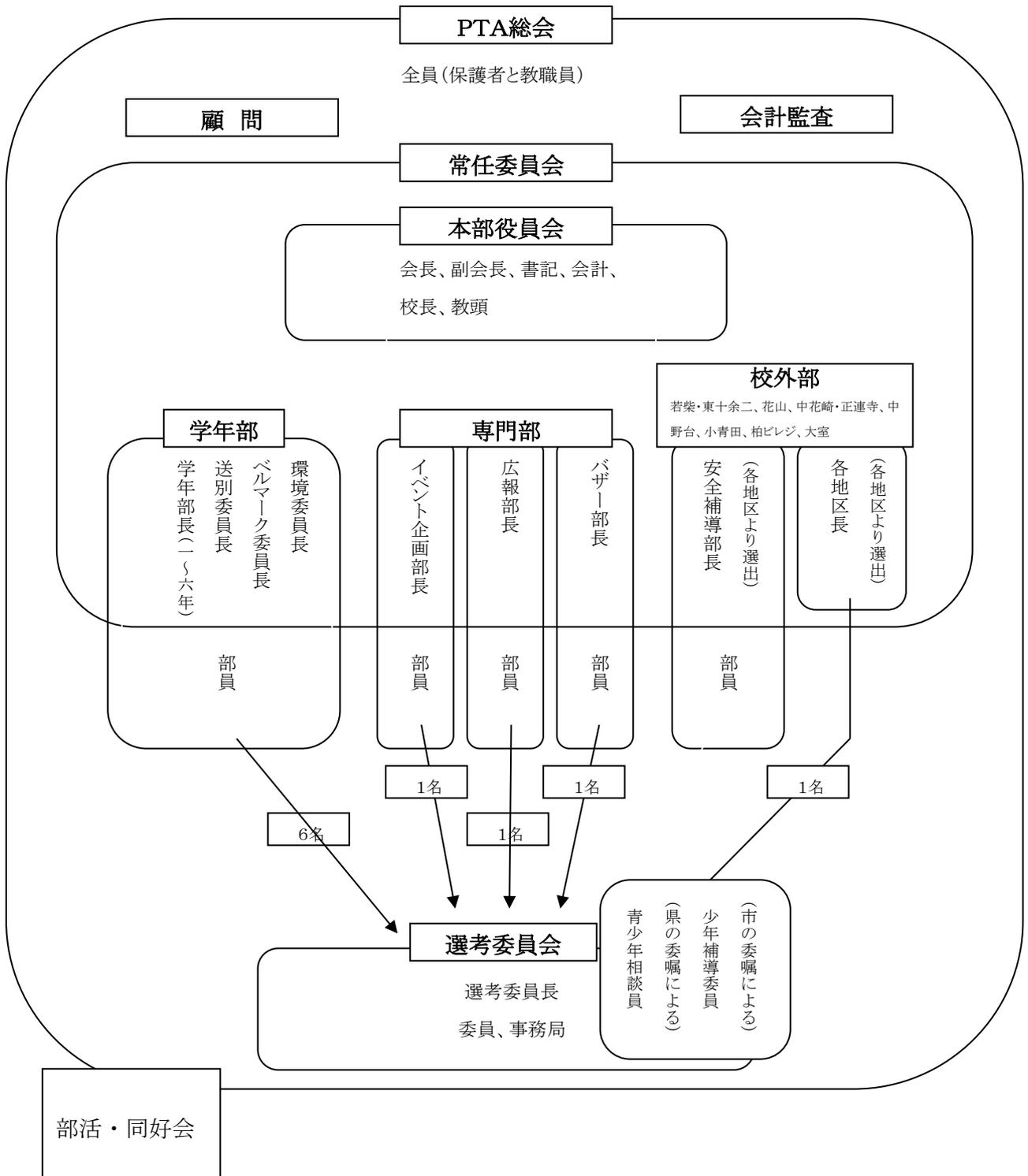
項番	条	内容	
1	第2条 【表彰規定】	変更後	表彰条件 1 (下記の削除) ・選考委員長
2	第3条 【選考委員に関する規定】	変更前	1 この規定は、PTA規約6条に基づき、PTA役員の選出について、次の事項を定める。 2 候補者の選定は、次の者により構成される。 (1)学年部6名(各学年1)、校外部1名(地区長1)、専門部3名(各専門部1)、事務局1名 (2)選考については、各部委員の中からとし、委員長は委員の互選とする。但し、常任委員は除く(事務局、地区長)

			<p>3 選考委員会は次の事を行う。</p> <p>(1)選考委員は互いに連絡を密にして、意見聴取に努め、役員として適切と思われる候補者を人選する。</p> <p>(2)総会に先立ち、常任委員会の承認を受け、役員候補者を総会に提案する。</p> <p>4 選考委員は年度当初に開催される常任委員会までに選出し、同委員会で承認される。任期は、翌年の総会において新役員が承認された時までとする。</p> <p>5 選考委員は、再任されないものとする。</p>
		変更後	<p>1 この規定は、PTA規約6条に基づき、PTA役員の選出について、次の事項を定める。</p> <p>2 候補者の選定は、次の者により構成される。</p> <p>(1)現役の本部役員及び事務局1名</p> <p>((2)削除)</p> <p>3 役員候補者を選定の際は次の事を行う。</p> <p>(1)役員候補者を選定する者は互いに連絡を密にして、意見聴取に努め、役員として適切と思われる候補者を人選する。</p> <p>(2)総会に先立ち、常任委員会の承認を受け、役員候補者を総会に提案する。</p> <p>(4 削除)</p> <p>(5 削除)</p>
3	第5条【PTA会費の集金及び返金の規定】	変更前	3 転出入者の入会・退会の場合は、当該月の月末時点での在籍で判断し、集金または返金する。
		変更後	3 入会・退会の場合は、当該月の月末時点での在籍で判断し、集金または返金する。
4	附則	変更後	<p>(下記内容を加筆)</p> <p>6. 本細則は、令和4年4月1日より改正施行する。</p>

【部活・同好会 細則】

項番	内容	
1	変更前	部長は、4月部長決めにバザー部と一緒に出席(担当役員より、1年間の活動の仕方など説明)→USBの支給(第6回常任で返却)
	変更後	部長は、4月に担当役員より、1年間の活動の仕方など説明→USBの支給(第3回常任で返却)
2	変更前	部長は、常任委員会 第1回、第3回、第6回(計3回)へ出席、活動報告する
	変更後	部長は、常任委員会(学期毎年3回)へ出席、活動報告する

柏市立田中小学校 P T A 組織図 (変更前)



柏市立田中小学校PTA組織図（変更後）

